



# 処理を正しく行いましょう



## 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する

担当区域の許可業者を案内しています。



お問い合わせ

協同組合福岡市事業用環境協会  
**092-432-0123**

▼スマホは  
こちらから



受付時間  
月曜日～金曜日 9:00～17:00  
第1・3・5土曜日 9:00～12:00

※ただし祝日を除く

## 許可を受けていない業者には、ごみの運搬や処分を依頼できません。

廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、市の許可を受けた業者など、法令で決められた者に委託しなければなりません。これに違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方が科せられます。



- ☑ 「燃えるごみ」「燃えないごみ」「古紙」の3分別です。
- ☑ ごみ袋は、中身の見える透明または半透明の袋を使用してください。
- ☑ 原則として夜間収集です。なお、土曜の夜はお休みです。

料金  
(ごみ処理  
手数料)

定期収集

収集運搬経費

50ℓまでごとに  
**150円**

+

処分経費

1kgまでごとに  
**14円**

臨時収集

収集運搬経費

1m<sup>3</sup>までごとに  
**4,070円**

+

処分経費

1kgまでごとに  
**14円**

※上記の料金は条例で定めた手数料の金額であり、許可業者と契約する際の上限金額となります。(金額には消費税を含む)



少量排出  
事業所用ごみ袋

会社・商店等の事業所と  
自宅が一緒の場合

福祉サービス施設や社員寮など  
から排出されるごみについて



基本は50ℓの袋での排出ですが、特にごみの排出量が少ない事業所を対象にしたごみ袋です。収集料金などの詳細は、収集を担当する許可業者にお問い合わせください。



事業系ごみと家庭ごみを分けて出してください。それぞれの袋で分けて出せない場合は、すべて事業系ごみとして出してください。  
※すべて事業系ごみとして出す場合、各区役所生活環境課(P22参照)で「併用世帯」の申請により収集費用の一部を市が助成する場合があります。



事業用建物なので、原則、すべて事業系ごみになりますが、その一部を家庭ごみとして排出することができる場合があります。詳しくは、収集管理課(P22参照)にお問い合わせください。



## 市の処理施設に自己搬入する

自己搬入ごみ事前受付センターに下記の方法でお申し込みください。



TEL受付

**092-433-8234**

受付時間  
月曜日～土曜日 8:30～16:00  
(1月1日～3日は休み)

※ごみ搬入予定日の2週間前から搬入予定時刻の30分前まで受付(ただし当日分は各施設の最終受入時間の30分前まで)



インターネット受付

<https://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco>

▼スマホは  
こちらから



受付時間  
年中24時間受付  
(メンテナンス期間は除く)

※ごみ搬入予定日の2週間前から搬入予定時刻の30分前まで受付(ただし、当日分は14時30分まで)



排出事業者の  
事前登録制度

令和3年11月からごみの自己搬入を行う排出事業者の事前登録制度を導入しています。事前登録の対象は、産業廃棄物を搬入する排出事業者や、トラックなどの貨物車等で一般廃棄物を搬入する排出事業者で、搬入申込みの際に、認証番号による本人確認が必要になります。未登録者は、搬入申込みができません。ご不明な点については、受付センター(092-433-8234)または環境局事業推進課(092-711-4316)までお問い合わせください。

搬入先(市の処理施設)

受付時間/月曜日～土曜日 8:30～16:00(臨海工場 9:30～15:30)  
休み/日曜日、1月1日～3日 ※12月31日は全施設15:00まで

燃えるごみ

東部工場  
東区蒲田5丁目11-2  
臨海工場  
東区箱崎ふ頭4丁目13-42  
クリーン・エネ・パーク南部  
春日市大字下白水104-5  
西部工場  
西区大字拾六町1191

燃えない  
ごみ

東部資源化センター  
東区蒲田5丁目11-1  
西部工場  
西区大字拾六町1191  
東部(伏谷)埋立場  
糟屋郡久山町大字山田1431-1  
西部(中田)埋立場  
西区今津4439

ガラスなど  
陶器など

料金(ごみ処理  
手数料)

10kgまでごとに**140円**



- ☑ トラック等で覆いのない車両は、ごみが飛散、落下ないようにシートをかけてください。
- ☑ 2トン以上の車両で搬入する場合は、2名以上で搬入してください。
- ☑ 複数施設に搬入する場合は、事前に分別を行ってください。(施設内での分別作業は禁止です。)
- ☑ 処理施設内では、管理者の指示に従ってください。
- ☑ ごみの投入の際に、受入基準違反物や申し出にない品目が確認できた場合は、持ち帰りをお願いしています。